

安全就業基準の第4条に定める作業別安全就業基準

別表 1	植木の剪定	p 1~3
別表 2	除草	p 4~5
別表 3	室内清掃	p 6
別表 4	就業途上対策	p 7~8
別表 5	自転車整理	p 9~10

作業別安全就業基準

別表 1 (植木の剪定)

令和3年4月15日

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。 3 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 ①作業服は、長袖、長ズボンを着用し、袖口の締まったものを着用すること。 ②作業靴は、履き慣れた物で、滑りにくい物を使用すること。(長地下足袋、それに準ずる履物) ③保護帽はあごひもを締めて、必ず着用すること。 ④作業状況に応じて、手袋(軍手等)を着用すること。 ⑤墜落制止用器具(安全帯)は常に腰部に常備する事こと。 使用する墜落制止用器具(安全帯)は、ハーネス型(1本つり)か胴ベルト型(1本つり)とする。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認し、危険を防止又は除去できない環境であるときは作業を中止すること。 6 作業現場は、常に整理整頓に心掛けること。 7 作業中は、作業に専念し、みだりに話しかけたり無駄話をしないこと。 8 火気には十分注意し、たき火やくわえタバコでの作業は絶対しないこと。 9 重量物・脚立等の運搬は、手足腰などを痛めないように留意し、慎重に行うこと。 10 道具類の使用は、正しい使用法によることとし、作業前後の点検整備を行うこと。 11 道路(通路)での作業は、標識を設けること。(道路使用許可) 12 作業は、基本的に複数人によるこものとし、共同作業においては、合図・連絡を正確に行うこと。 13 作業場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。原則として現場への往復は会員個人で行うこととし、薄暮時の安全確保のため、明るいうちに帰宅すること。 14 2m以上の高所作業は墜落制止用器具(安全帯)を必ず使用すること。2mとは、地面から作業中足をついている位置までとする。 15 作業場所によっては、保護メガネを使用すること。 16 蜂の巣や害虫等に注意すること。蜂が近づいてきたら、速やかに危険区域から遠ざかること。 	<p style="text-align: center;">保護帽</p> <p style="text-align: center;">墜落制止用器具</p> <p style="text-align: center;">墜落制止用器具</p> <p style="text-align: center;">保護メガネ</p>
脚立使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 脚立等は、使用前に十分点検し、腐食状況・固定状況・開き止めの装置を点検すること。 脚立等は、丈夫な構造のものを使用すること。 2 脚立には、開き止めがついていること。 3 脚立等の設置は、脚立の脚と水平面の角度が75度以下となるように立てること。三角梯子の場合は、3本の脚が二等辺三角形になるよう立てること。 4 脚立等は、足場(ステップ)を必ず水平に設置して使用する。 5 脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実にかけること。 6 地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。 7 脚立上での作業は、前記の二等辺三角形外に体の重心がでない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業をしないこと。 8 脚立を昇降する際は、手に道具は持たないこと。 また、下段でも飛び降りないこと。 9 後ろ向き作業は絶対行わないこと。 10 脚立等の天板の上には乗らない。 11 アルミの三脚は電気を通しやすいため、設置の際は周りを確認し、感電の恐れのある場合には使用しないこと。(また、雷のときも使用しないこと) 12 作業中の脚立周辺には、鋏、刃物類を放置しないこと。 13 脚立を利用して足場板をかけわたすときは、脚立の設置間隔を1.8m以下とすること。 また、足場板の設置高さは2m以下とすること。 14 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 15 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。 	

作業別安全就業基準

別表1 (植木の剪定)

三脚使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 三脚は、使用前に十分点検し、腐食状況・固定状況・開き止めの装置を点検すること。 2 開き止め等の鎖やロープの腐食や長さの点検をすること。 3 1本支柱のスライド状態の留め金具の状態、スライドの長さの点検を行い、平地や傾斜地に適合するか点検すること。 4 三脚は、使用前に十分点検し、腐食状況・固定状況・開き止めの装置を点検すること。12尺以下数種類あり、樹木剪定する高さや傾斜地の角度に合わせて選定すること。 5 三脚の設置は、三脚の脚と水平面の角度が75度以下となるようにすること。また、3本の脚が地面と接する点が、二等辺三角形になるように立てること。 6 三脚上での作業は、前記の二等辺三角形外に体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業をしないこと。 7 傾斜地では、1本支柱の長さを調整して、踏さんが水平になるよう設置すること。 8 道路等のコンクリート面等に設置する時は、脚部のスパイクの状況を点検して。開き止めの金具を十分に開き設置すること。また、滑り止めとしてゴム板や木板等を敷いて設置すること。 9 地面が軟弱、沈下しやすい場所では、敷板等を敷いて水平に保ち、踏さんに乗って左右の脚部に体重を掛け沈下状態を確認すること。 10 三脚を設置したら上部を幹や太い枝等にロープで固定すること。 11 高所作業では、墜落防止のため、安全帯のフックを目線より高い位置の幹や太枝にかけること。 12 三脚の天板の上には絶対に乗らないこと。 13 三脚から身を乗り出して作業をしないこと。 14 三脚を昇降する際、手に道具を持つ場合は両手とも手滑り等に充分注意すること。また、飛び降りはないこと。 15 作業中の三脚周辺には、鋏・刃物類を放置しないこと。 	安全帯 保護帽
梯子使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 梯子は、幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 2 梯子は、滑り止めのあるものを使用すること。滑り止めのない場合は、梯子の上方を縛るか、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。 3 梯子は、地面との角度が75度になるようにかけることを原則とし、梯子の上部は、60cmぐらいに上方にできるようにすること。 4 高所作業（2m以上）には、安全帯を使用すること。 5 梯子を昇降する際は、手に道具等は持たないこと。また、飛び降りないこと。 6 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 7 道路での作業は、標識を設けること。 8 樹木に梯子を立てかける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。 9 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 10 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。 	安全帯 保護帽
足場使用の作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 三脚及び脚立に足場板をかけて作業することは禁止する。 2 足場板は、丈夫なものを使用し、たわみがあまり大きくならないようにすること。 3 足場板は、ゴムバンドでしばり固定すること。 4 足場板は、作業床の幅が40cm以上になるように2枚以上かけわたすこと。 5 足場板上では、無理な姿勢で作業をしないこと。 6 足場板上では、複数人で作業をしないこと。 	

作業別安全就業基準

別表 1 (植木の剪定)

樹上での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 三脚を使用しないで樹上で作業することは禁止する。 2 地上より2m以上の樹上で作業をする場合は、安全帯及び保護帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 3 枝の折れ易い樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行うこと。 4 枝につかまったり、体重をかけたりするときは、安全を確認し枯れ枝等に注意すること。 5 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。 6 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。 7 直径10cm以上の枝を切る場合には、上部からロープを掛け、下から上へ幹から10cm位の所を枝直径の3分の1程ノコギリでひき目を入れ、ひき目より先端に向かって5cmの所を切り落とす。その後、残部を平らに切り落とすこと。なお、この場合電線等に注意すること。 	安全帯 保護帽
刈込作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 共同で、刈り込み作業を行う場合は、刈り込みハサミ、ヘッジトリマー刃先に十分注意すること。また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。 2 使用休止中の刈り込み鋏は、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。 邪魔にならない所で、かつ目立つ所に、刃を下向きにして置くこと。 	
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 運搬は、限界を見極め、正しい無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないよう慎重に行うこと。 2 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足場の良否を確認すること。 3 トラックへの各種道具の積み降ろしは、荷崩れがおきないように、注意して行うこと。また、荷台の作業では、安全帽を着用すること。 4 作業は複数人で行い、必ず一人が左右後方の安全確認をすること。 5 運転に適した履物を使用し、現場で長靴・安全靴等を使う場合は、作業現場にて履き替えること。 	安全帽
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業当日、高気温が予想される場合は、作業を正午までとするなど臨機応変に対応すること。 2 休憩時には、水分・塩分を補給すること。 3 十分な休養等により体調を整え、熱中症予防につとめること。 	
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急地震速報等が入った場合、三脚等使用中であれば、速やかに降りて作業を中断すること。また防災無線により避難指示があった場合は、速やかに適切な避難場所に避難すること。 	

作業別安全就業基準

別表2 (除草)

令和3年4月15日

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 ①作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入れぬよう袖口のしまったものを選ぶこと。 ②刈払作業は安全靴を使用し、脚絆により裾をまとめること。 ③作業帽は、必ず着用しあごひもを結ぶこと。 ④手袋（軍手等）を必ず着用すること。 ⑤首にタオルをかける時は、タオルの端を襟首に入れるなどしてまとめること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 7 斜面での作業は、滑落防止のため斜面の上に向かって作業を進めること。また、ロープの使用や、足場を確保するなどの対応を行うこと。 8 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 9 道具類の使用は、正しい使用方法によることとし、作業前後の点検整備を行うこと。 10 作業は基本的に複数人によることとし、共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 11 長時間の作業は避けること。 12 天候の悪い場合（降雨、降雪等）の作業は、滑りやすいので作業は基本的には行わないこと。 13 作業場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。原則として現場への往復は会員個人で行うこととし、薄暮時の安全確保のため、明るいうちに帰宅すること。 14 蜂の巣や害虫等に注意すること。蜂が近づいてきたら、速やかに危険区域から遠ざかること。 	安全靴 保護帽
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業当日、高気温が予想される場合は、作業を正午までとするなど臨機応変に対応すること。 2 日よけ帽を必ず着用すること。 3 光化学スモッグに十分注意し、注意報発令時は作業を行わないこと。 4 水分・塩分の補給は、適宜十分に行うこと。（基本的には30分毎） 5 十分な休養等により体調を整え、熱中症予防につとめること。 	
手作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 ①ガラスの破片、釘等に注意すること。 ②蜂の巣や蛇、害虫等に注意すること。 ③作業場所によっては、保護メガネを着用すること。 2 鎌を使つての作業では、安全第一を心掛けること。 ①腰を落とし、正しい姿勢で使用する事。 ②共同で作業する場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。 ③使用休止中の鎌は、立て掛けたり、刃先を上向きにしたりしないようにすること。 邪魔にならない所で、かつ目立つところに、刃を下向きにして置くこと。 	保護メガネ

作業別安全就業基準

別表2 (除草)

刈払機作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用前に必ず点検すること。 ①ネジのゆるみはないか。 ②作業に合った刃が付いているかどうか。 ③刃先にひび割れ、めくれ、まがり等の異常がないか点検し、異常がある場合は、使用しないこと。 ④切れなくなった刈刃は早めに交換すること。 2 安全ガードは必ず取り付けること。 3 保護メガネを着用すること。 4 作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと。特に、小石には十分注意すること。 また、作業に伴い騒音等が発生するので、隣接者に迷惑等を掛けられる場合には、その旨隣接者に連絡すること。 5 作業中は、半径10m以内に他の人を近づけないこと。また、建物・道路が作業の10m以内にある場合は、必ず防護ネットベニヤ板等を使用し防護すること。 6 作業中刈刃に物・草等からまった場合は、必ずエンジンを止めて点検を行うこと。 7 雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。 8 ガソリンを使用するので、火気には十分注意すること。 9 機械は必ず運転を止めてから、掃除、注油、修理、点検、刃の交換を行うこと。 10 運搬及び格納時には、回転刃には保護カバーをつけること。 	<p style="text-align: center;">保護メガネ</p> <p style="text-align: center;">防護ネット ベニヤ板</p>
焼却作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 刈草の焼却処分は行わないこと。 	
運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 運搬は、限界を見極め、正しい無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないよう慎重に行うこと。 2 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足場の良否を確認すること。 3 トラックへの各種道具の積み降ろしは、荷崩れがおきないように、注意して行うこと。また、荷台の作業では、安全帽を着用すること。 4 作業は複数人で行い、必ず一人が左右後方の安全確認をすること。 5 運転に適した履物を使用し、長靴・安全靴等を使う場合は、作業現場にて履きかえること。 	<p style="text-align: center;">安全帽</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 日頃より震災等に備え、情報収集に努めるとともに、指定避難場所等の把握をしておくこと。 2 緊急地震速報等が入った場合は、作業を中断すること。また、防災無線により避難指示があった場合は、速やかに適切な避難場所に避難すること。 	

作業別安全就業基準

別表3（室内清掃作業）

令和3年4月15日

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全就業に心掛けること。 3 服装は、動きやすく作業に適したもの、また常に衛生に配慮し清潔なものを着用すること。 4 靴は、滑りにくい靴を使用し、靴ひもはしっかり結ぶこと。 5 作業は、正しい姿勢で、落ち着いて行うこと。 6 作業中は作業に専念し、私語はかわさないこと。 7 洗剤等を使用する場合は、滑りやすいので転倒防止に特に注意をはらうこと。 8 洗剤や薬品を使用するときは、ゴム手袋を使用し、場合によっては、保護マスクを使用すること。 9 作業に使用した道具類は放置しないで、作業しやすい場所に置き、常に整理整頓に心掛けること。 10 作業中は、「清掃中」の看板を立てて行うこと。 11 階段等段差のある場所で作業する場合は、踏み外し・転落等に注意すること。 12 重量物の運搬は、特に慎重に行うこと。 13 通行人に配慮し、必要に応じ作業を中断すること。 14 仕事の後には、必ず手や顔を洗うこと。また、手指のアルコール消毒を行い、ウイルス感染の拡大防止に努めること。 	
床の清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業中は、滑りにくい靴を履くこと。 2 作業にあたっては、滑りやすくなっているので慎重に歩行すること。 3 通行人に配慮し、必要に応じ作業を中断すること。 	
窓ガラスの清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 窓等の開閉には、十分注意して作業を行うこと。 2 ガラス部に手をついたり、ガラス部で体を支えたりしないこと。 3 無理な姿勢で作業をしないこと。 4 高所部分は、ワイパーなどの専用器具を使用すること。 5 バケツ等は、歩行に支障がない場所に置き、洗剤や水が飛散しないように注意すること。 	
トイレ清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 ゴム手袋やマスクを着用し、ノロウイルス感染等衛生面に留意し作業を行うこと。 2 便器をトイレ用洗剤と専用ブラシで洗浄し水を流すこと。床や手洗い器も同様に実施すること。 3 ドアノブ等手が触れる部分は、タオルで水拭きを実施すること。 4 石鹸やトイレットペーパー等の残量確認を実施し、必要に応じて補充すること。 5 排水溝の大きなごみを取り除き、洗浄を実施すること。 	
高所作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 脚立、梯子を使用するときは正しい使用方法によること。 <ol style="list-style-type: none"> ①脚立を設置するときは、平らな場所に設置し、開き止めを確実に掛けること。 ②脚立上では、無理のない姿勢で作業を行うこと。 ③脚立や梯子の昇降するときは、手に道具類は持たないこと。また飛び降りないこと。 ④梯子は、滑り止めのあるものを使用し、他の作業者に脚部を支えて貰うこと。 ⑤梯子は地面との角度が75度以下になるようにし、また、梯子上部を60cm程度上方に出るように掛けること。 2 踏み台の代用として、回転いすや折り畳み椅子、机等は使用しないこと。 	

作業別安全就業基準

別表4（自転車整理）

令和3年4月15日

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努め、体調が思わしくないときは、就業を控えること。 2 常に安全第一を考え、安全就業に心掛けること。 3 服装・履物は、作業に合ったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①作業服は、季節、天候に合ったものを着用し、腕章等周囲から目立つものを着装すること。 ②ひも類の付いている服は着用しないこと。 ③ポケットは、引っ掛からないように、チャック、ボタンがかかるものを着用すること。 ④作業靴は、底の滑りにくいもので、表面（甲）の丈夫なものを使用すること。 ⑤作業帽は、必ず着用すること。 ⑥手袋（軍手等）を、必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、身体をほぐしてから作業に従事すること。 5 自分の体力を十分認識し、割り当てられた作業量の達成が体力的に無理と感じたときは、リーダーや事務局に申し出て、適正配置の措置をとってもらうこと。 6 就業途中で体調が悪くなったら、無理をせず作業を中止すること。 7 台風、大雨、大雪などの悪天候の場合は、無理をせず作業を中止すること。 8 喫煙しながらの就業は絶対に行わないこと。 9 作業現場の状況を必ず確認すること。特に、地面の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には十分に注意を払うこと。 10 就業時間は厳守すること。 11 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。 	
整理作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 整理作業は、指定された区域を守って行うこと。 2 整理した自転車の安定には十分注意を払い、特に風の強い時には、より一層気を付けること。 3 整理作業中は、利用者との無用なトラブルは避けること。 4 整理作業中は、利用者や通行人など周囲に十分注意を払うこと。 5 通路上の自転車整理を行う場合は、往来の自動車、バイク等に十分注意を払うこと。 6 新たにこの作業に付く会員は、リーダー等ベテラン会員の指導のもと、安全就業に必要な作業方法や手順を身につけること。 7 リーダー等ベテラン会員は、安全就業の確保に留意し、他の会員の不安全行動を発見したときは、その都度指導をすること。また、不安全状態を発見したときは、事務局に報告するなど、適切な措置をとること。 	

作業別安全就業基準

別表4（自転車整理）

移動・運搬作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 重量のある自転車の移動は、協同して慎重に行うこと。 2 移動は、自分の限界を見極め、正しい無理のない姿勢で行い、特に腰部を傷めないように慎重に行うこと。 3 自転車を持って移動させる場合は、必ず両手を使って、フレーム、ハンドル、サドル、荷台の持ちやすい部分の2か所をもって行うこと。 4 自転車を持ち上げる際は、両足を適度に開き身体を安定させ、特にバランスには十分注意を払うこと。 5 移動する際は、必要最小限の距離にすること。 6 長い距離を移動させる場合は、台車等を利用し、身体への負担を軽くすること。 7 移動の際は、自転車が破損して利用者とのトラブルの原因とならないよう、乱暴に扱わないこと。また、通行人や駐車車両にぶつからないよう注意を払うこと。 8 移動後は、自転車が転倒しないよう、スタンドで直立しているか確認すること。 	
利用者への指導・誘導業務	<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車駐車場で路用者への置き場所の指導や誘導を行う場合は、言葉遣いに配慮し、命令口調になったり、どなったりしないよう十分注意すること。 2 指導・誘導作業中は、利用者とのトラブル発生を絶対に避け、クレーム等に対しては、聞くだけに止めること。万一トラブルが発生した場合は、直ちに事務局へ連絡すること。また、暴行を受けたり急迫の危険を感じたときは、直ちに避難し、最寄りの交番や事務局に連絡すること。 3 自転車に警告書等を張り付ける場合は、指定された位置、方法で貼付し、無理な姿勢で行わないこと。 	
清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃作業をする場合は、利用者や通行人等に迷惑をかけないように、周囲に十分注意すること。 2 自転車整理作業の妨げになる、空き缶、空き瓶等は必ず取り除いておくようにすること。 3 道路上で作業をしなければならない場合は、往来の自動車、バイク等に十分注意を払うこと。 4 清掃用具を使用しないときは、安全で邪魔にならない位置に清掃道具を置いておくこと。 	

作業別安全就業基準

別表5（就業途上対策）

令和3年4月15日

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
歩行時	<ol style="list-style-type: none"> 1 運動能力、視力、聴力、判断力の衰えを認識し、焦らず、余裕をもって行動すること。 2 交通ルールを守り、交差点、道路の横断などでは、安全を確認し、絶対に無理な横断をしないこと。 3 歩道や路側帯のある道路では、道路の右端を通行し、横断歩道があれば必ず横断歩道を渡ること。 4 歩道を歩行中でも、自転車や自動車の接近に十分注意すること。 5 階段の上り下りは、急がずゆっくりと足を運び、手すりが掴みやすいところを通行すること。 	
自転車	<ol style="list-style-type: none"> 1 聴力・視力・敏捷性・平衡感覚等、身体機能が低下した高齢者にとっては、自転車は危険な乗り物であることを十分認識すること。 2 交通ルールを守り、交差点、道路の横断などでは、安全を確認し、絶対に無理な横断をしないこと。 3 自転車は、自動車やバイクと同じ「車両」の仲間であることを認識し、歩車道の区別のある道路では、道路の左端に沿って通行すること。（自転車は、「通行可」の標識のある歩道では通行できる）また、やむなく歩道を通行する場合には、歩道の車道側を通行し、むやみに呼び鈴を鳴らさないこと。 4 近くに「自転車横断帯」があるときは、その横断帯を通行すること。 5 「見通しの悪い交差点」、「曲がり角付近」、「急な下り坂」では徐行し、いきなり飛び出したり、急に進路を変えたり、曲がったりしないこと。 6 公園等の乗り入れ禁止場所には、乗り入れないこと。 7 雨の日など天候の悪い場合は、事故等防止のため、自転車の利用は避けること。 8 雨天の日の雨傘、晴天時の日傘を差し、片手運転はしないこと。 9 走行中は、携帯電話を使用しないこと。 10 夜間は、必ず灯火を使用すること。 11 後続車両等に認識させるため、後部泥除け等に、反射板を付けること。 	
自動車	<ol style="list-style-type: none"> 1 加齢による「動体視力」低下の進行を早期に発見するため、定期的に眼科検診を受け、安全運転に努めること。 2 交通ルールを守り、速度を控えめに、余裕をもって運転すること。 3 刻々と変化する交通状況に的確に対応する「場面適応能力」や、必要な行動を瞬時に選択・実行する「反応能力」、注意の「左右バランス能力」が低下していることを十分認識して運転すること。 4 車の運転に際しては、始業点検を必ず実施し、不良個所の有無をチェックすること。 5 脚力が衰えており、いざというときにブレーキがしっかり踏める姿勢で運転すること。 6 万が一の衝突時の衝撃を少しでも軽減するため、適切な姿勢で運転し、シートベルトを正しく着用し運転すること。 7 慣れている道や交通量の少ない道を通行する場合、低速度の運転は、警戒心が薄れ、安全確認が疎かになり易いので、「油断の心理」をしっかり自覚して、安全運転に努めること。 8 運転開始後の30分以内や、食後まもなくの運転は、漫然運転に陥りやすいということを自覚し、意識的に注意力を高めて運転すること。 9 道幅の狭い道路で急カーブの場合は、一気に曲がると脱輪の危険があるので、切り替えし運転で安全走行に努めること。 10 自動車の運転中は、携帯電話は絶対に使用しないこと。 11 自身の運転技能や注意点を認識するため、定期的に自動車運転適性検査を受診すること。 12 埼玉県条例に従い自転車保険に加入すること。 	

作業別安全就業基準

別表5（就業途上対策）

バイク	<ol style="list-style-type: none"> 1 加齢による「動体視力」低下の進行を早期に発見するため、定期的に眼科検診を受け、安全運転に努めること。 2 ヘルメットは必ず正しく着用すること。 3 交通ルールを守り、原付1種（50cc）は30km/hなど法定速度を遵守し、余裕をもって運転すること。 4 二輪車は車に比べ安定性が悪いので、スピードの出し過ぎに注意し、急ブレーキは極力しない運転を心掛けること。 5 一般の運転手から見て、二輪車は死角に隠れて見えないかもしれないと考え、車間のすり抜けはしないこと。 6 子供の飛び出しに配慮し、車線のやや左側を余裕をもって走行すること。 7 運転開始後の30分以内や、食後まもなくの運転は、漫然運転に陥りやすいということを自覚し、意識的に注意力を高めて運転すること。 8 自身の運転技能や注意点を認識するため、定期的に自動車運転適性検査を受診すること。 	ヘルメット
-----	--	-------